（国立国会図書館法の一部改正）

第十二条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一使用済燃料再処理機構の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（行政事件訴訟法の一部改正）

第十三条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十四条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十五条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一大学共同利用機関法人の項の次に次のように加える。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十六条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項第一号中へをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する出資金の出資

第八十五条第五項第一号中ニをホとし、同号ハ中「ニ」を「ホ」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する出資金の出資

第八十五条第五項第三号中「第八十八条第二項第二号ト」を「第八十八条第二項第二号チ」に改め、同条第七項第一号中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改める。

第八十八条第一項第一号中チをヲとし、トをルとし、ヘをヌとし、同号ホ中「第十三条第二項及び」を「第十三条第二項」に、「の規定」を「及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十四条第四項の規定」に改め、同号中ホをリとし、ニをチとし、ハをヘとし、への次に次のように加える。

ト　一時借入金の借換えによる収入金

第八十八条第一項第一号中ロをホとし、イの次に次のように加える。

ロ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第二条第六項に規定する化石燃料賦課金

ハ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第二条第六項に規定する特定事業者負担金

ニ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第一項の規定により発行する公債（以下「脱炭素成長型経済構造移行債」という。）の発行収入金

第八十八条第一項第二号ニ中「この号ト及び」を削り、同号中ヨをネとし、カをツとし、ワをレとし、レの次に次のように加える。

ソ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子

第八十八条第一項第二号中ヲをタとし、ルをヨとし、ヌをカとし、リをルとし、ルの次に次のように加える。

ヲ　脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下この節において同じ。）の償還金及び利子

ワ　脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

第八十八条第一項第二号中チをヌとし、同号ト中「第八十五条第三項第一号ハからヘまで」を「第八十五条第三項第一号ニからトまで」に改め、同号中トをチとし、チの次に次のように加える。

リ　第九十一条の三第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金

第八十八条第一項第二号への次に次のように加える。

ト　第八十五条第三項第一号ハの出資金

第八十八条第二項第一号中へをトとし、同号ホ中「第十九条第三項及び」を「第十九条第三項、」に、「の規定」を「及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十四条第四項の規定」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　第九十一条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

第八十八条第二項第二号中ヲをワとし、ホからルまでをヘからヲまでとし、同号ニ中「第八十五条第五項第一号ハ及びニ」を「第八十五条第五項第一号ニ及びホ」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　第八十五条第五項第一号ハの出資金

第八十八条第三項第二号ロ中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改める。

第九十条中「への繰入金」の下に「（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律附則第三条第二項又は第三項の規定による一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第九十一条の三を第九十一条の四とし、第九十一条の二の次に次の一条を加える。

（エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入れ）

第九十一条の三　第八十五条第五項第一号及び第三号に掲げる措置に要する費用のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第二項の規定により国会の議決を経た費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の三第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金に相当する金額」とする。

第九十二条の二第三項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（脱炭素成長型経済構造移行債の発行）

第九十二条の三　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる脱炭素成長型経済構造移行債の発行は、エネルギー需給勘定の負担において行うものとする。